

## 滋賀県業務改善・賃上げ支援事業補助金実施要領

滋賀県業務改善・賃上げ支援事業補助金の補助対象となる事業については、滋賀県業務改善・賃上げ支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本実施要領の定めるところによる。

### 1 補助対象事業者（要綱第2条関係）

要綱第2条に規定する「知事が別に定める日」および「知事が別に定める期日」は次のとおりとする。

滋賀労働局への交付申請：令和8年9月1日（火）

交付額確定の通知：令和9年2月26日（金）

### 2 補助金の交付の申請（要綱第4条関係）

#### (1) 申請方法

本補助金の申請方法は、しがネット受付サービスとする。

#### (2) 申請期限

本事業の申請期限は次のとおりとする。ただし、予算額を超過した場合は、その時点で申請の受付を中止する。

申請期限：令和9年3月5日（金）

### 付 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。